

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月3日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）は、法第76条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、法第77条第3項に規定する開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に

開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付）により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、実費相当の費用を負担しなければならない。

3 広域連合長は、特段の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第18号）は、廃止する。

(鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
(平成19年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次に掲げる」の次に「法及び」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報保護法第105条の規定により審査会に諮問をした鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年第 号)第2条第1項の規定による実施機関

同条第3項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に、「第22条第1項」を「第83条第1項」に、「第34条第1項」を「第94条第1項」に、「同条例」を「個人情報保護法」に、「第42条第1項」を「第102条第1項」に、「第2条第5号」を「第60条第1項」に改める。